

別 紙

預金保険法 80 条に基づく「業務及び
財産の状況等に関する報告」及び「経営に関
する計画」についての報告書

永代信用組合

金融整理管財人 山中 廣 志

金融整理管財人 中 島 真 介

目 次

	頁
第1 業務及び財産の状況に関する報告	1～8
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～4
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1～4
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1～2
②経営破綻に至った経緯	2～3
③破綻に至った要因	3～4
2. 業務及び財産の状況について	4～7
(1) 与信業務	4
(2) 預金業務	5
(3) 投資等業務	5～6
①投資有価証券	5～6
②商品有価証券	6
(4) 固定資産の状況	6
(5) 不良債権の状況	6～7
(6) 関連会社の状況	7
3. 事業譲渡等の見込みについて	7～8
(1) 基本方針	7～8
①早期譲渡	7
②優良な顧客基盤・資産の維持	7

③経費の削減	8
④地域金融機能の維持	8
⑤内部管理体制の整備	8
⑥責任追及体制の整備	8
(2) 具体的施策	8
(3) 事業譲渡の見込み	8
第2 経営に関する計画	9～15
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	9～10
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	9
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	9
(3) 公的費用の極小化	9
(4) 地域経済への配慮	9
(5) 内部管理体制の確立	9
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	10
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	10～12
(1) 基本運営方針	10
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	10～11
(3) 個別業務運営方針	11～12
①与信業務運営方針	11～12
②資金調達業務運営方針	12
③投資業務運営方針	12
④経費運営方針	12
⑤その他の業務運営方針	12

3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	12～14
(1) 経営責任の明確化	12～13
①旧経営陣の辞任等	12
②役員退職慰労金	13
(2) 経費の削減	13
①人員及び人件費の削減	13
②物件費の削減	13
(3) 店舗統廃合	13
(4) 保有資産の処分	14
(5) 内部管理体制の整備	14
(6) 関係会社の整理	14
(7) 不良債権の回収強化	14
4. 法令等の遵守	14
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	14～15

第1 業務及び財産の状況に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年5月31日、協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づき、平成13年3月期決算速報結果を踏まえ早期是正措置命令を受けました。その後当局による検査結果に基づく通知（平成13年7月5日関財秘第2087号）を受け当該通知に併せ、自己資本充実策等についての報告命令を受けましたが、大幅な債務超過を解消する有効な改善策を見出せない状況にあるにもかかわらず、預金保険法第74条第5項による申し出を行わないまま、同法第74条第1項に基づき平成14年1月12日金融庁長官より「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告命令に対し、当組合の業務及び財産の状況につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年1月12日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法83条に基づき、金融整理管財人のもと現在さらに旧経営陣等の民事上・刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、大正15年7月13日関東大震災後の店舗・住宅向けの資金提供を目的に、深川区建築復興信用組合として設立されました。その後、有限責任深川区商工信組、有限責任永代商工信組、昭和25年12月12日中小企業等協同組合法に基づき、永代信用組合と改組し現在に至っております。営業地域については東京都内一円とし、店舗は江東区に本店、その他支店24支店1出張所で営業しております。営業の体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業等に対して融資するなど地域密着経営を行ってまいりました。

②経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図る過程において、協金法第6条第1項において準用する銀行法第13条第1項の規定に定める同一人に対する信用供与等限度額を大幅に越える貸し出しを行ってきたほか、不十分な融資審査・管理体制のなか資金応需してきた結果、バブル崩壊、景気の長期低迷等によって、前述の信用供与限度額超過先その他不動産業、建設業、サービス業等を中心に経営の悪化により、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

その結果、平成13年3月期の自己資本比率が0.50%までに低下し、同年5月早期是正措置を受けました。その後平成13年7月に金融庁の検査結果通知を受け、当該検査結果を踏まえて平成13年6月の財務状況等について精査した場合、約96億円の追加償却引当金を必要とし、大幅な債務超過（約99億円、▲5.03%）の状況にあると当局から指摘を受けました。そこで、当組合は当局から債務超過を解消するための自己資本充実策を求められ模索をしてきました。当組合においては、外国ファンド等による普通出資増強などの充実策を当局に報告しました。しかし、報告した充実策について当局より具体性、確実性に欠けるとして、再度の報告を求められるなど具体性、確実性のない充実策を繰り返し提出するだけで、

大幅な債務超過を解消する有効な手段を見出せない状況にありました。このような状況下において、預金保険法第74条第5項による「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行わないまま、当局から預金保険法第74条第1項に基づき、平成14年1月12日金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

③破綻に至った要因

当組合は、協金法第6条第1項において準用する銀行法第13条第1項の制限を超える大口融資先が、12年3月末において6先（貸出金計302億円）・2グループ（貸出金計80億円）、13年3月末においては、136先（貸出金計1,156億円）・37グループ（貸出金計432億円）と多大な数に上っており、これら136先・37グループは当局の限度超過承認を得ておらず、法令違反の状態にありました。また、限度超過の上位先（10億円超）は、ほとんど貸出金の回収ができない状況にあります。

さらに、13年12月末を基準とした監査法人による監査の結果、これら136先・1,156億円のうち118先・1,087億円が「破綻懸念先」以下と認定されるなど、大部分が不良債権化しており、これは実に総貸出の約5割を占めるに至りました。

このように、当組合は旧経営陣の主導による大口先に特化した融資が不良債権化したことにより、破綻に至ったものと考えます。

また、融資審査体制についてみれば体制が一本化されておらず融資先毎の実態把握が甘く、事業計画・将来性・保全状況等を十分検討することなく融資したり、自己査定についても延滞先を中心に自己査定を行い、それ以外については無査定として扱い、各債務者の財務内容を何ら検討することなく債務者区分がなされているなど、不十分な点が見うけられました。さらに延滞先の貸出金の回収・管理についても物件の売却など根本的解決をせず延滞解消の為別会社に債務引受けさせ追加融資することにより存続

させた結果、資産の劣化を招き不良債権を増加させてきました。優良取引先の確保等の地道な努力、大口債権化の抑制など融資資産内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた形跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

以上のことも、前組合長のみが代表権を有し、前組合長の発言は当組合内部において絶対的なものとされ、経営の基本方針を決定する理事会及び監事の機能が発揮されなかったことにあるものと考えます。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要業域である不動産業、建設業、サービス業等を含む中小零細企業者や個人の融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数： 25店1出張所 (単位： 百万円, %)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	243,014	100.0	244,797	100.0	246,475	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	182,211	75.0	185,554	75.8	190,392	77.3	29,059	67.7
うち個人	51,511	21.2	50,916	20.8	48,418	19.6	13,325	31.0
うちその他	9,292	3.8	8,327	3.4	7,665	3.1	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務については、高齢者による年金等が多く、総預金に占める比率も高くなっています。

また、小売商店主やその家族、従業員、知人を主たる取引先とした営業活動により、維持発展してきたことに特徴があります。

<預金残高推移> 店舗数： 25店1出張所 (単位： 百万円，%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	283,898	100.0	290,361	100.0	279,427	100.0	65,732	100.0
うち個人	226,764	79.9	235,880	81.3	237,923	85.1	52,367	79.7
うち中小企業	52,552	18.5	49,429	17.0	37,706	13.5	11,118	16.9
うちその他	4,582	1.6	5,052	1.7	3,798	1.4	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、総資金量に占める割合は小さく、これまでも多額の運用はしておりません。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、預金流出の原資として保有分の売却を価格等について十分検討し、逐次進めております。

<投資有価証券残高推移>

(単位: 百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	24,860	23,724	10,013	△469
国債・地方債	1,639	214	80	2
社債	13,373	11,343	917	16
株式	5,466	5,424	5,075	△46
その他	4,382	6,743	3,941	△441
貸付有価証券	0	0	0	0

②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は時期、価格等を十分に検討し順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位: 百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	19	5,841	4,439	▲1,402	26	5,572	1,117
所 有 不動産	10	2,442	3,583	1,141	8	489	449

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円，%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	20,070	7.8	23,141	9.3	1,163	2.3
延滞債権	22,554	8.8	41,429	16.7	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	511	0.2	9,556	3.8	195	0.4
貸出条件緩和債権	63,393	24.6	39,973	16.1	2,239	4.5
合 計	106,530	41.4	114,101	45.9	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円，%)

区 分	13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	債権残高	貸出金に占める割合	債権残高	貸出金に占める割合
破綻更正債権等	40,418	15.4	3,311	6.2
危険債権	24,476	9.3	2,510	4.7
要管理債権	59,052	22.4	2,382	4.5
正常債権	139,245	52.9	44,817	84.6
合計	263,193	100.0	53,020	100.0

(6) 関連会社の状況

関連会社については、該当するものではありません。

3. 事業譲渡の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止につとめます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力をつくします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

組合の営業地区において、引き続き中小零細企業等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、責任解明委員会を設置するなど、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年4月22日に東京東信用金庫及び昭和信用金庫と事業譲渡契約を締結しました。今後は、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。